飼料添加物輸入業者事業廃止届

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　年　　月　　日

 農林水産大臣　　　　　　　　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　さきに　　　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により飼料添加物輸入業者の届出をしたが、　　　　年　　月　　日限りで事業を廃止したので、同条第４項の規定により届け出ます。